

## 「てまえどりPOP」による食品ロス削減 実施要領

### 1 目的

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動である。

立川市が、「すぐに食べる時は手前の商品から取って」といった内容の啓発用のPOP等を作成し、協力店舗で販売するおにぎりや総菜などの商品棚に掲示してもらうことで、消費者（市民）に食品ロス削減への協力をお願いするとともに、食品ロス削減の周知や啓発することを目的とする。

### 2 対象事業者

立川市内で営業する小売店舗（以下「店舗」という。）とする。

### 3 実施期間

原則として、6月の環境月間や10月のフードロス削減月間などにあわせて実施する。ただし、店舗が、上記期間以外にもPOP等の掲示を希望する場合は、別途調整することとする。

### 4 取組内容

(1) 店舗は、おにぎりや総菜などの商品棚に、立川市から交付されたPOP等を掲示し、消費者（市民）へこの取り組みについて周知するとともに、てまえどりの協力をお願いする。

(2) 店舗は、商品の発注数を調整したり店内で販売する商品の作り過ぎを見直すなどして、店舗から発生する食品ロスの削減に努める。

(3) 店舗は、立川市で実施する取り組みに関する調査に協力するものとする。

### 5 申請方法

(1) 所定の参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で環境下水道部ごみ対策課へ提出する。

(2) ごみ対策課は、提出された参加申込書を確認し、対象事業者と認められる場合は参加者名簿に記載するとともに、申請者または店舗に対してPOP等を交付する。

### 6 承認の取り消し

(1) 立川市は、店舗が要件を満たさなくなった場合や、承認を適当でないと判断し

た場合は、参加者名簿から取り消すことができる。

(2) 承認を取り消された店舗は、速やかにPOP等の掲示を取りやめること。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。